

# 西条市(愛媛県)

(2005年3月18日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2004年11月1日	合併の方式：新設・編入	<p>旧東予市 旧西条市 旧丹原町 旧小松町</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 <sup>(1)</sup> ：114,548人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 22.9%)	面積 <sup>(3)</sup> ：509.04k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：78人(法定上限34人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：1,408人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：0.654	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算定	
2003年度歳入決算額 <sup>(8)</sup> ：42,558,770千円		
うち、地方税14,574,205千円、地方交付税8,238,138千円		
合併特例債発行予定額47,500百万円／同限度額47,500百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業9.6%、第二次産業38.4%、第三次産業52.0%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。 (5)(6)(8)：「合併調査アンケート」回答による。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧西条市	58,110人	21.4%	229.79k m <sup>2</sup>	26人	358人	0.77	81.5%
旧東予市	32,993人	23.4%	73.89k m <sup>2</sup>	20人	247人	0.60	90.8%
旧小松町	9,801人	25.1%	76.26k m <sup>2</sup>	16人	99人	0.41	84.5%
旧丹原町	13,644人	26.5%	129.10k m <sup>2</sup>	16人	125人	0.32	83.6%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的&lt;⑥行政改革、②地方分権推進、④少子高齢化&gt;</p> <p>究極の行政改革といわれる合併によって、行政のスリム化を図り、「自立・自活」できる自治体として更なる飛躍を目指す。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整&gt;</p> <p>&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p>各市町において、住民アンケートや説明会を可能な限り開催し、理解を求めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、②議会・議員&gt;</p> <p>&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p>首長主導によって頻繁に住民説明会が開催され、合併に対する住民意識の醸成が図られた。また、各議会議長による協議会が設置され、議会サイドの合併に対する意識の統一が図られた。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
1965年頃に旧西条市、旧東予市（旧壬生川町・旧三芳町）、旧丹原町、旧小松町の1市4町による合併協議会を設置し、合併に向けた協議を行った経緯がある。当時は時期尚早との判断により、協議会は解散した。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
該当なし。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
①郡の構成市町村、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2002年4月、当初は隣接する1市を含めた3市2町で協議が行われたが、合意に至らず、最終的には2市2町による合併推進となった。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年7月1日～2003年9月30日）																			
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各3名、県職員（西条地方局長）計29名																		
運営上の工夫	①合併の方式、②新市の名称、③合併の期日の3点を基本的合意事項として、それぞれの調整方針について合意した上で、法定協議会へ移行した。このことにより、法定協議会では比較的スムーズな協議が行われた。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2003年10月1日～2004年10月31日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各3名、都道府県職員（西条地方局長）計29名																		
運営上の工夫	特になし																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p>&lt; 協議を行ううえでの工夫 &gt;</p> <p>①合併の方式、②合併の期日については、任意協議会において基本的な合意を行っており、法定協議会では確認のみ行った。③新市の名称、④新事務所の位置については、協議会へ小委員会を設置し専門的な協議を行った。</p>																			
<p>&lt; 協議開始および決定の時期 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>02年10月</td> <td>02年10月</td> <td>02年10月</td> <td>02年10月</td> <td>03年3月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>02年10月</td> <td>02年10月</td> <td>03年9月</td> <td>03年10月</td> <td>03年5月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	02年10月	02年10月	02年10月	02年10月	03年3月	合意：	02年10月	02年10月	03年9月	03年10月	03年5月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	02年10月	02年10月	02年10月	02年10月	03年3月														
合意：	02年10月	02年10月	03年9月	03年10月	03年5月														
<p>&lt; 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 &gt;</p> <p>特になし</p>																			
<p>&lt; 基本項目①「合併の方式」の決定理由 &gt;</p> <p><input type="checkbox"/>新設 <input checked="" type="checkbox"/>編入</p> <p>合併の方式については、任意協議会における協議事項として確認を行っていたため、法定協議会に移行してからは、特に議論なく確認された。</p> <p>合併市長村間ではある程度生活圏が一体であったことや、人口規模に格段の差異がなかったことから、特に議論なく確認された。</p>																			

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> <span style="float: right;">2004年11月1日合併</span>				
2005年3月31日までの合併を前提に、最短の合併協議期間を想定し、合併準備期間をできる限り多く取れる期日とした。				
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> <span style="float: right;">公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</span>				
決定手続：「新市の名称候補選定小委員会」を設置し、公募による作品の中から5作品を選定 選定理由：合併協議会において過半数の投票により決定。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> <span style="float: right;">既存施設 ・新規建設</span>				
「新市の事務所の位置選定小委員会」において計10回の審議を行ない、合併協議会で「新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする」と決定した。				
(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 旧東予市、旧小松町、旧丹原町の庁舎は新市の総合支所とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 壬生川財産区・庄内財産区が有する正の財産は問題になることもなく財産区とした。負の財産はなし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヵ年 理由 国からの財政措置が、合併後概ね10ヵ年であったこと。				
<策定に当たっての工夫> 特になし				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 住民アンケート、住民説明会等で特に要望の強かった「福祉」「自然保護」に関する施策を前面に出した計画とした。また、合併特例事業について、その時々々の社会経済情勢にできる限り柔軟に対応できるよう幅広く盛り込んだ計画とした。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 新市建設計画策定の前段として、新市将来構想を策定する際、旧市町の基本構想等の理念等を参考とした。				
単位：百万円 ( )は%	合併前 (2002年度)	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	41,386	47,727	44,533	46,624
地方税	15,207(36.7)	14,756(30.9)	14,424(32.4)	13,857(30.4)
地方交付税	8,611(20.8)	9,004(18.9)	9,790(22.0)	11,448(25.1)
歳出合計	39,821	47,727	44,533	45,624
人件費	7,558(19.0)	8,322(17.4)	8,820(19.8)	7,540(16.5)
(参考：一般職員数)	(829人)	(—)	(—)	(—)
公債費	4,927(12.4)	5,042(10.6)	5,875(13.2)	7,209(15.8)
普通建設事業費	7,131(17.9)	11,916(25.0)	10,725(24.1)	11,029(24.2)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
<p>新たな設定・変更などは行っていない。</p> <p>旧市町において、それぞれ都市計画区域や用途地域を設定していたが、線引き廃止により、条例整備を行うことにより、適切なまちづくりを行うこととした。また、2005年度以降に、都市計画マスタープランを策定する予定。</p>	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等の配布（全27号。配布方法：各市町の広報配布制度による全戸配布）</li> <li>・住民説明会の開催（延べ28回開催、延べ1,681人参加）</li> <li>・HPの開設（2002年10月開設、アクセス数60,000回）</li> </ul>	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財的支援：県費補助金 8,000千円	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	25,400千円
委託内容	新市将来構想策定・住民意向調査支援業務、新市建設計画策定支援業務、事務事業一元化支援業務、ネットワーク調査等業務、電算システム調査等業務、例規立案・例規集作成・例規集データ作成業務 他

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間1年7ヶ月））・無
その理由	新市建設計画の執行状況や、合併後の調整事項及び行政課題の処理などの状況を一定期間チェックする必要があるため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2005年7月19日まで特例措置を適用）・無
その理由	任期が旧東予市を除く関係市町において2005年7月19日までであったため、旧西条市の区域を区域とする農業委員会と旧東予市、旧丹原町、旧小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置いた。
(3) 三役	
旧西条市	市長は新市の市町、助役、収入役は退職
旧東予市	市長は退職、助役は新市の収入役、収入役は退職
旧小松町	町長は新市の助役、助役、収入役は退職
旧丹原町	町長、助役、収入役は退職
(4) 一般職	
定員管理	現在、定員適正化計画を策定中
給与の調整	<給与の再調整・再計算>現給保障の上、旧西条市の例により調整したが、給与差額の遡及支給は行っていない。

役職の調整	新市の組織機構に対応するため、旧団体からその職位に応じた職員を配属した。また、合併に伴う昇格措置は必要最小限とした。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧西条市：支所1ヶ所を出張所として設置 旧東予市：支所1ヶ所を出張所として設置 旧丹原町：出張所1ヶ所をそのまま出張所として設置 旧小松町：出張所1ヶ所をそのまま出張所として設置		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (旧市町全てに地域審議会を設置した)	
その理由	地域住民の声を新市の施策に反映させると共に、きめ細やかな行政サービスを実現するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
個人市民税均等割	旧西条市：2,500円 旧東予市：2,000円 旧丹原町：2,000円 旧小松町：2,000円	2004年度は旧市町の例により、 2005年度から2,500円に統一
法人市民税法人 税割税率	旧西条市：14.7% 旧東予市：14.7% 旧丹原町：12.3% 旧小松町：12.3%	2004年度は旧市町の例により、 2005年度から14.7%に統一
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	当面は旧自治体ごとに従前のおりとする	
下水道料金	当面は旧自治体ごとに従前のおりとする	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	特になし	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	4市町とも保険税方式	保険税方式
所得割	旧西条市 7.5%、旧東予市 5.8% 旧丹原町 7.3%、旧小松町 6.75%	2005年度6月頃に新たに決定し統一。
資産割	旧西条市 30.5%、旧東予市 26.0% 旧丹原町 30.0%、旧小松町 33.0%	2005年度6月頃に新たに決定し統一。
均等割	旧西条市 22,500円、旧東予市 19,000円 旧丹原町 24,600円、旧小松町 20,000円	2005年度6月頃に新たに決定し統一。
平等割	旧西条市 26,300円、旧東予市 22,000円 旧丹原町 21,000円、旧小松町 18,000円	2005年度6月頃に新たに決定し統一。

(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧西条市：3,479円 旧東予市：3,068円 旧丹原町：3,150円 旧小松町：3,455円	2004年度は旧市町の例によることとし、2005年度からはそれぞれの基本料金を平準化させた月額3,303円に調整した。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	合併協議会事務局以外に電算準備室を設置し、新規システムを構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由		

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：13,600百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	2006年3月に策定予定。
総合計画	2006年度策定予定。
(3) 合併による効果	
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt; 特別職等の削減をはじめとする財政の効率化、事務事業一元化による住民サービスの水準向上など、行財政全般にわたるスリム化・効率化が図られた。</p>	
<p>&lt;⑥地域のイメージアップ&gt; 工業製品出荷額が県内一となるなど、産業基盤が飛躍的に向上するとともに、新市のグレードがアップした。</p>	
<p>&lt;②サービスの高度化・多様化&gt; 「負担は低く、サービスは高く」を基本に、全ての事務事業を調整した結果、総体的に行政サービス水準が向上した。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>&lt;①役場が遠くなり不便になる&gt; 旧西条市以外の庁舎を総合支所とし、それぞれに本庁機能（税務・福祉・産業振興・建設・都市整備・上水道・下水道・教委等）を残し、可能な限り最寄りの支所で対応できる体制とした。</p>	
<p>&lt;②中心部と周辺部の格差が増大する&gt; 新市建設計画において、地域ごとの特色を活かした施策を展開することとしている。また、各総合支所にそれぞれ本庁機能（税務・福祉・産業振興・建設・都市整備・上水道・下水道・教委等）を残し、職員数を確保している。</p>	
<p>&lt;⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する&gt; 「負担は低く、サービスは高く」を基本に、全ての事務事業を調整し、行政サービスが低下しないよう一定の水準を確保した。</p>	
(5) 残された課題	
<p>上下水道の使用料については、旧市町間で格差が大きかったため、当分の間現行どおりとし、随時調整することとしている。</p>	